

# 千葉県てんかん診療拠点機関の指定について

当センターは、令和2年4月1日付けで「千葉県てんかん診療拠点機関」に指定されました。拠点機関は、てんかんの専門的診療を行うことのできる体制や診療ネットワークを整備することを目的に県から指定されるもので、全国では18番目、千葉県では初めてとなります。

## 1 てんかん診療拠点機関について

てんかんに関する専門的な相談支援、他の医療機関や関係機関と患者・家族との連携・調整を図るほか、治療や相談支援等に携わる関係機関の医師等に対する助言・指導、地域におけるてんかんに関する普及啓発を実施し、県のてんかん連携体制の構築につなげることを目的として、県が厚生労働省の「てんかん地域診療連携体制整備事業」に基づき指定するものです。

## 2 当センターにおけるてんかん診療体制

平成30年4月から院内の多職種で構成する「てんかんセンター」を設置し、診断・薬物治療・薬剤抵抗性てんかんに対する外科的治療、社会復帰支援内など包括的なてんかん診療体制をスタートさせています。

### ※参考

てんかんは、大脳皮質神経細胞の過剰興奮による神経症状（てんかん発作）が反復して発生する、慢性脳疾患と定義されます。全人口の約100人に1人がてんかんを病気としてもっていると考えられています。